



「イノベ税制」で新たな事業に チャレンジしてみませんか？

福島復興再生特別措置法

〈福島イノベーション・コースト構想の推進に係る税の優遇措置〉

浜通り等15市町村において

イノベ構想の重点分野※に係る新製品の開発等や

産業集積の活性化を図る上で中核となる事業について

設備投資、雇用、研究開発を行う場合、

課税の特例を受けることができます。

※①廃炉、②ロボット・ドローン、③エネルギー・環境・リサイクル、④農林水産業、⑤医療関連、⑥航空宇宙

▶ 申請できる方

浜通り地域等15市町村の指定区域（裏面参照）内において、新産業創出等推進事業※を行う個人事業者又は法人【知事の**認定**が必要です】

※ 新たな産業の創出又は国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁令で定められた事業（下表を参照）。

A類型

重点6分野に該当する事業であって

- ・ 新たな製品の研究開発の推進等に資する事業
- ・ 独自に開発した技術を活用した新商品の開発等に関する事業
- ・ 先進的な技術の活用や既存の技術の改良による新商品の開発等に関する事業

B類型

(拡充部分)

福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業※

※以下のいずれかに該当する取組における製品の製造・販売やサービスの提供等

- ・ 産業の自立的・持続的発展の実現に寄与する取組
- ・ 面的サプライチェーン・共創的コミュニティの構築に寄与する取組
- ・ 安心して暮らせる生活環境の整備に必要な取組

▶ お問合せ先

▶ 制度概要について 福島県企画調整部福島イノベーション・コースト構想推進課 TEL：024-521-7853

▶ 認定申請について 県北・県中・相双・いわき地方振興局企画商工部

詳しくはホームページをご覧ください。

インターネットで

福島イノベ税制

検索



